○海上保安庁告示第二百五十一号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　稲取港沖防波堤灯台
位置
所在地　静岡県稲取港（沖防波堤南東端）
北緯　三四―四六―二五
東経　一三九―〇二―四三
変更した事項　名称
稲取港第二北防波堤灯台
位置
所在地　静岡県稲取港（第二北防波堤南東端）
北緯　三四―四六―二五
東経　一三九―〇二―四三
光達距離　実効光度七八カンデラ
変更年月日　平成二十三年十月七日

名称　小田浦港東防波堤灯台
位置
所在地　香川県さぬき市（小田浦港東防波堤外端）
北緯　三四―二〇―一九
東経　一三四―一四―〇六
変更した事項　光達距離
実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで七・二メートル
変更年月日　平成二十三年十月七日

名称　宮崎港北防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県宮崎港（北防波堤外端）
北緯　三一―五五―〇九
東経　一三一―二八―三〇
変更した事項　光達距離
実効光度七八カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十三年十月七日

名称　大原港東沖防波堤灯台
位置
所在地　千葉県いすみ市（大原港東沖防波堤北端）
北緯　三五―一五―二四
東経　一四〇―二四―三一
変更した事項　光達距離
実効光度七八カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで九・七メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十三年十月十日

名称　常滑港南防波堤灯台
位置
所在地　愛知県常滑港（南防波堤外端）
北緯　三四―五二―四二
東経　一三六―五〇―一一
変更した事項　光達距離
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで七・七メートル
記事　補正

名称　肥前馬渡島灯台
位置
所在地　佐賀県唐津市（馬渡島）
北緯　三三―三三―五二
東経　一二九―四五―四六
変更した事項　位置
所在地　佐賀県唐津市（馬渡島）
北緯　三三―三三―五〇
東経　一二九―四五―四六
記事　補正

名称　肥前馬渡島港南防波堤灯台
位置
所在地　佐賀県唐津市（馬渡島港南防波堤外端）
北緯　三三―三三―五五
東経　一二九―四五―五三
変更した事項　位置
所在地　佐賀県唐津市（馬渡島港南防波堤外端）
北緯　三三―三三―五四
東経　一二九―四五―四五
記事　補正

名称　肥前向島灯台
位置
所在地　佐賀県唐津市（向島）
北緯　三三―二九―二二
東経　一二九―四六―三二
変更した事項　位置
所在地　佐賀県唐津市（向島）
北緯　三三―二九―一八
東経　一二九―四六―三三
記事　補正

名称　加唐島港西防波堤灯台
位置
所在地　佐賀県唐津市（加唐島港西防波堤外端）
北緯　三三―三五―〇九
東経　一二九―五一―三九
変更した事項　位置
所在地　佐賀県唐津市（加唐島港西防波堤外端）
北緯　三三―三五―〇九
東経　一二九―五一―三八
記事　補正

名称　角田岬灯台
位置
所在地　新潟県新潟市（角田岬）
北緯　三七―四七―三六
東経　一三八―四九―一三
変更した事項　位置
所在地　新潟県新潟市（角田岬）
北緯　三七―四七―三八
東経　一三八―四九―一四
記事　補正

○海上保安庁告示第二百五十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　箱崎港箱崎一文字防波堤南灯台
位置
所在地　広島県福山市（箱崎港箱崎一文字防波堤南端）
北緯　三四―二一―三〇
東経　一三三―二〇―二〇
変更した事項　光達距離
実効光度二五カンデラ
高さ　三・五海里
変更年月日　平成二十三年十月十二日

名称　津久見白石灯標
位置
所在地　大分県津久見市（白石）
北緯　三三―〇六―三二
東経　一三一―五六―二一
変更した事項　光達距離
実効光度三九〇カンデラ
高さ　七・五海里
変更年月日　平成二十三年十月十二日

名称　肥前横島灯台
位置
所在地　長崎県平戸市（横島）
北緯　三三―二五―一八
東経　一二九―三二―〇五
変更した事項　光達距離
実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年十月十二日

○海上保安庁告示第二百五十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　苫前埼灯台
位置
所在地　北海道苫前郡苫前町（苫前埼）
北緯　四四―一八―三三
東経　一四一―三九―〇三